

道路等に面した

ブロック塀等の撤去

を補助します!

[大阪市ブロック塀等撤去促進事業]

大阪市 ブロック塀

検索

地震の際のブロック塀等の倒壊による人的被害の防止等を図るため、道路等に面した一定の高さ以上のブロック塀等の撤去および軽量フェンス等の新設工事に要する費用の一部を補助します。

対象となるブロック塀等

道路等^(※1)に面し、安全性の確認^(※2)ができない、高さ80cm以上のブロック塀等 (対象区域は大阪市全域)

※1 建築基準法第42条に規定する道路
不特定多数の市民が通行する通路や公園等
(植栽等があり人が近づくことができない空間は除く)

※2 安全性の確認項目は裏面参照

ブロック塀等とは

コンクリートブロック塀、石積塀、れんが塀等

※3 隣地境界に建つブロック塀等は補助対象外

補助対象項目

- 対象となるブロック塀等について、**高さ80cm未満となるよう撤去する工事**
- 補助を受けてブロック塀等を撤去した範囲内で、**軽量フェンス等を新設する工事**

(軽量フェンス等に付随するブロック基礎等の高さは80cm未満であること。)

(注1) 幅員4m未満の道路では、道路中心線から2m未満のブロック塀等は道路の地盤面まで撤去し、新設する軽量フェンス等は道路中心線から2m以上のセットバックが必要

(注2) 軽量フェンス等を新設せず、ブロック塀等の撤去のみを行う場合も、補助対象

補助金の算定方法

補助金は①～③のうち、最も低い額(千円未満切捨)となります。

① 見付面積^{※1} × 限度額単価^{※2} × 補助率 **1/2**

※1 撤去および新設する部分の延長×高さ

※2 撤去 [基礎 撤去あり:12,800円/㎡、撤去なし:7,800円/㎡]
新設 [基礎 新設:27,000円/㎡、再利用:25,400円/㎡]

② 補助対象となる見積金額(消費税抜) × 補助率 **1/2**

③ 補助限度額 : 撤去 **15万円** ・ 新設 **25万円**

具体的な補助金の算定例は、裏面に記載しています。



ご相談・お問い合わせ

大阪市都市整備局 耐震・密集市街地整備 受付窓口

大阪市立住まい情報センター 4階 ⑤番窓口

〒530-0041 大阪市北区天神橋6丁目4-20

営業時間:平日・土曜 9時～19時、日曜・祝日10時～17時

休館日:火曜(祝日の場合は翌日)、祝日の翌日(日曜、月曜の場合を除く)、年末年始

☎06-6882-7053



Osaka Metro谷町線・堺筋線、阪急電鉄「天神橋筋六丁目」3号出口直結

紙面の都合上、省略している部分がありますので、詳しくは上記窓口へお問い合わせください。

ブロック塀等の安全性の確認項目

安全性の確認項目	コンクリートブロック塀の場合	れんが塀・石積塀等の場合
塀の高さ	<input type="checkbox"/> 地盤から2.2m以下である	<input type="checkbox"/> 地盤から1.2m以下である
塀の厚さ	<input type="checkbox"/> 10cm以上である 【塀の高さが2m超2.2m以下の場合】15cm以上である	<input type="checkbox"/> 十分である
控え壁	<input type="checkbox"/> 【塀の高さが1.2m超の場合のみ】塀の長さが3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁がある	<input type="checkbox"/> 塀の長さが4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁がある
基礎	<input type="checkbox"/> コンクリートの基礎がある	<input type="checkbox"/> 基礎がある
塀の健全性	<input type="checkbox"/> 塀に傾きやひび割れがない	<input type="checkbox"/> 塀に傾きやひび割れがない
上記の確認項目全てが基準を満たす場合のみ、以下の項目を確認		
鉄筋 ・ 基礎の根入れ深さ	<input type="checkbox"/> 以下の項目を確認できる図面がある	<input type="checkbox"/> 以下の項目を確認できる図面がある
	図面がある場合のみ、以下の項目を確認	
	<input type="checkbox"/> 塀の中に直径9mm以上の鉄筋が縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けがされている	
	<input type="checkbox"/> 【塀の高さが1.2m超の場合のみ】基礎の根入れ深さが30cm以上である	<input type="checkbox"/> 基礎の根入れ深さが20cm以上である

交付申請に必要な書類

- 補助金交付申請書（様式1）
- 付近見取り図
- ブロック塀等の安全性チェックリスト（様式1-4）
- ブロック塀等の撤去図
- ブロック塀等の写真
- 撮影方向位置図
- 申請額内訳書（様式1-5）
- 見積書
- 誓約書（様式1-7）

《軽量フェンス等を新設する場合》

- 軽量フェンス等の新設計画図
- 軽量フェンス等のカタログの写し

《幅員4m未満の道路に面する場合等》

- 道路中心線および現況幅員に関する書類

その他、申請の内容に応じて必要となる書類があります。

補助金の算定例

(例) 延長12m×高さ1.8mのブロック塀を基礎まで撤去し、高さ1.8mの軽量フェンスを設置(基礎は新設)する場合
(見積金額は撤去 36万円、新設54万円と仮定)

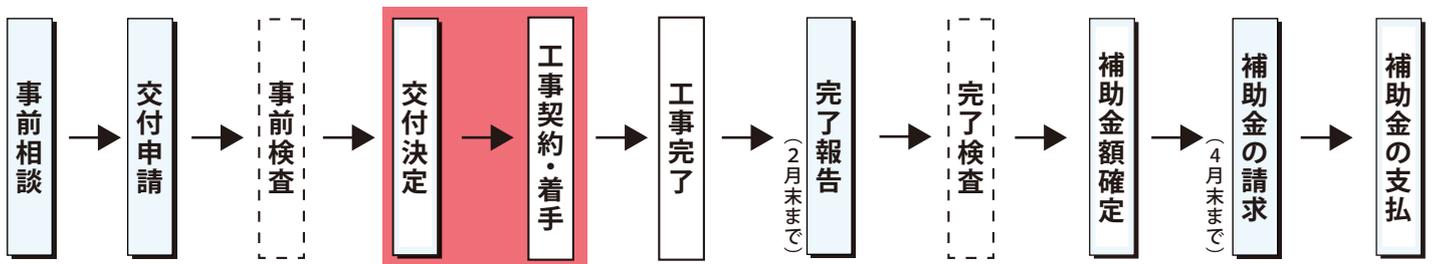
【撤去】

- ① $(12m \times 1.8m) \times 12,800\text{円}/\text{m}^2 \times 1/2 = 138,240\text{円}$
 - ② 見積金額 36万円 $\times 1/2 = 180,000\text{円}$
 - ③ 補助限度額 撤去 **15万円**
- 補助金は、最も低い①の千円未満を切り捨てた金額「**138,000円**」となります。

【新設】

- ① $(12m \times 1.8m) \times 27,000\text{円}/\text{m}^2 \times 1/2 = 291,600\text{円}$
 - ② 見積金額 54万円 $\times 1/2 = 270,000\text{円}$
 - ③ 補助限度額 新設 **25万円**
- 補助金は、最も低い③の「**250,000円**」となります。

手続きの流れ・注意事項



※ 補助金の交付決定前に工事契約・着手した場合は、補助金を受けることができません。(工事契約・着手後の申請はできません)

※ 撤去にかかる交付申請と、新設にかかる交付申請を別々に行うことも可能です。その場合、撤去にかかる交付決定を受けた年度又はその翌年度中(翌年度に本事業を実施している場合に限り)に新設にかかる交付申請を行う必要があります。

※ 手続きには時間がかかりますので、お早めにご相談ください。

※ 補助金額については、予算の範囲内の額となります。

※ この補助金は、所得税法上、確定申告により総収入金額に算入しなくてもよい場合があります。詳しくは税務署へお問い合わせください。

※ 申請に必要な様式は、受付窓口(表面参照)での配布のほか、下記ホームページからのダウンロードも可能です。

「大阪市ブロック塀等撤去促進事業」ホームページ ▶ <https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000440127.html>

大阪市都市整備局 市街地整備部 住環境整備課 (大阪市役所7階) TEL.06(6208)9234

大阪市 ブロック塀

検索



2022.7